

もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領

1 趣 旨

この要領は、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400200732号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、もうかる6次化・農商工連携支援事業のうち、「6次産業型」及び「農商工連携型」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

近年、農林漁業所得が低下する中、農林漁業者が生産のみならず自ら加工、販売等を行う6次産業化は付加価値を高め所得の向上や雇用の確保につながる重要な取組である。

このことから県は、そのような意欲のある農林漁業者や連携する食品加工業者等（以下「農林漁業者等」という。）が作成した生産、加工、流通等に係る計画（以下「プラン」という。）を認定し、プランの実現に必要な支援を行うことにより、自らが、生産から加工・製造、流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化や、農林漁業者と食品加工業者等が連携して商品製造等に取り組む農商工連携を進め、農林漁業者等の所得向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）6次産業化

農林漁業者、農林水産業を営む法人等が農林水産物を生産するとともにその加工・製造、流通・販売等を一体的に行うこと。

（2）農商工連携

農林漁業者、農林水産業を営む法人等が食品加工業者等と連携して、生産した農林水産物を活用した商品製造、販売等に取り組むこと。

（3）連携農林水産物

農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成

する上で不可欠な属性を有する農林水産物のこと。

4 プランの原則

認定するプランは、（１）から（７）までの要件をすべて満たすものとする。

（１）プランは区分毎に以下のとおりであること。

区 分	事業実施主体	要 件
6次産業型	農林漁業者 農林水産業を営む 法人 農林漁業成長産業 化ファンドから出 資を受けた法人(株 式会社農林漁業成 長産業化支援機構 法(平成24年法律第 83号)に基づき設立 された株式会社農 林漁業成長産業化 支援機構又は同法 第21条第1項第2号 に規定する支援対 象事業活動支援団 体から出資を受け ている法人をいう。 以下同じ。)) 任意組織(規約を有 すること)	①事業実施主体（任意組織・農漁協においては、プランにおいて支援を受ける最終の受益者（以下「最終の受益者」という。）とする。）自ら農林漁業経営を行っていること。（ただし、農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人を除く） ②事業実施主体（任意組織・農漁協においては最終の受益者とする。）自らが生産だけでなく加工もしくは商品販売を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること。）。（農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人においては、加工もしくは商品の販売を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること。）） ③本事業で扱う農林水産物（自ら生産する原材料）については、原則として事業実施主体（任意組織・農漁協においては最終の受益者とする。）が、おおむね50%以上生産を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること。）。（農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人においては、原則として当該法人に出資する農林漁業経営体がおおむね50%以上生産を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること。））

	農漁協	<p>④次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき認定された者をいう。）の取組であること（プラン期間中の所得が所在する市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（以下、「基本構想」とする。）において規定された所得目標以上となること。また、プラン期間中に認定後5年間を経過する場合は、再認定を受けること。）。</p> <p>イ 社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の場合は、農業関係所得相当額（作業への賃金を含む。）が所在する市町村の基本構想に規定された所得目標と同等以上であること。</p> <p>ウ 農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人であること。</p> <p>【水産分野】</p> <p>エ 漁業者1経営体のプランで取り組む加工品等の年間販売額が150万円以上を目指す取り組みであること。</p> <p>オ 法人・任意組織・漁協の加工品製造販売額又は直接販売額がプラン期間中に10%以上向上すること。</p>
農商工連携型	農林漁業者と連携する食品加工業者等	<p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約</p>

		<p>を締結すること。</p> <p>イ 原材料となる連携水産物について、仕入れ金額の50%以上は県内の産地市場を経由する取り組みであること。</p> <p>②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努めること。</p>
--	--	--

(2) プランに掲げた目標が具体的で、かつ、実現性が高いなこと。

(3) プランを実行することにより、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化にメリットがあること。

(4) プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であり、特に行政による支援の対象は、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであること。

(5) 機械等の整備は、既存機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。

(6) プランの期間は3年とする。なお、プランの期間中からプラン終了年度の翌年度まで毎年度の目標を設定すること。

5 プランの内容

認定するプランは、農業分野（特用林産物を含む。）、畜産分野、水産分野及び農林漁業者と連携した食品加工等の分野を対象とする。

また、最終の受益者が過去に、とっとり発！6次産業化総合支援事業実施要領（平成23年6月27日付第201100049068号農林水産部長通知）に基づき認定されたプラン及び本事業で支援を受けたプラン（以下「前回のプラン」という。）における最終の受益者と同一の者である場合には、前回のプランにおける目標を達成しており、かつ、次のいずれかに該当するもののみ対象とする。

(1) 前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して経営規模又は販売額が20%以上拡大されること。

ただし、6次産業型の取り組みで、中山間地域等直接支払制度による交付金の交付農地（又は交付見込み農地）におけるプランについては、前回のプランにおける目標値と

直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して経営規模又は販売額が10%以上拡大されることとする。

- (2) 水産分野の法人・任意組織・漁協のプランについては、前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して販売額が10%以上拡大されること。

6 プランの作成者

4の(1)の表における区分毎の事業実施主体(農林漁業者等)とする。

7 プラン認定申請の手続等

- (1) プランの作成者は、当該市町村長へプランを提出し、プランについての同意を得るものとする。
- (2) 市町村長は、プランの内容を適当と認め、当該プランに同意したときは、プランに対する意見を添え、その旨をプランの作成者へ通知するものとする。
- (3) プランの作成者は、市町村長の同意が得られたプランに別記様式1を添付して、以下のとおり東部農林事務所長(八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。)、中部総合事務所長、西部総合事務所長(日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。)又は水産振興局長(以下「所長等」という。)へ提出し、認定の申請を行うものとする。

区 分	分 野	申 請 先	
6次産業 型	農業(特用林産物を含む)、 畜産	東部(八頭郡を除く)	東部農林事務所長
		八頭郡	東部農林事務所八頭事務所長
		中部	中部総合事務所長

		西部（日野郡を除く）	西部総合事務所長
		日野郡	西部総合事務所日野振興センター所長
	水産	全県	水産振興局長
農商工連携型	食品加工(農林業者、農協等と連携)	東部（八頭郡を除く）	東部農林事務所長
		八頭郡	東部農林事務所八頭事務所長
		中部	中部総合事務所長
		西部（日野郡を除く）	西部総合事務所長
		日野郡	西部総合事務所日野振興センター所長
	食品加工(漁業者、漁協等と連携)	全県	水産振興局長

(4) (3) の申請を行う場合は、プラン期間中の経営計画（経営試算）を添付するものとする。

8 プランの認定

(1) 所長等は、農業関係プラン審査会（水産振興局は、6次産業化（農商工連携）推進プラン審査会）（以下「審査会」という。）を設け、4のプランの原則に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について審査会の意見を聞くものとする。

- (2) 所長等は、審査会の意見に基づきプラン認定の適否を決定し、その結果を市町村長及びプランの作成者に通知するものとする。

9 県及び市町村の支援体制

県及び市町村は相互に連携し、農林漁業者等のプランの作成及び実現に向け必要な助言及び協力を行うものとする。

10 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、所長等が認定したプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費について、要綱に定めるところにより補助するものとする。

11 支援事業

支援事業の実施期間は3年以内とし、支援事業の対象は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業等、他の事業で対応できないもの。
- (2) 農産物（特用林産物含む）、畜産物、水産物関係の6次産業化及び農商工連携に係る推進活動及び施設・機械整備（ただし、30千円以上のものとする。）等とするが、畜産物、水産物の生産に必要な機械等は対象としない。
- (3) 生産物を直接販売する取組にあっては、新たな販路開拓等、事業実施主体の販売に係る努力が必要なものを対象とし、既存直売施設のみへの出荷量増等は対象としない。
- (4) 農林漁業者（団体含む）と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備（ただし、30千円以上のものとする。）を対象とする。
- (5) 土地基盤の整備に関する事業は対象としない。
- (6) 県の有機JAS認定要件である講習会参加に係る経費（受講料、旅費等）及び有機JAS認定申請手数料（継続認定に係る調査手数料等を含む）は対象としない。

12 プラン実施状況の報告及び雇用状況の報告

- (1) プランの作成者は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した

機械等の利用状況、プラン実施による雇用の発生状況等を、市町村長へ報告するものとする。また、報告を受けた市町村長は受理した報告書の写しを速やかに所管の長に提出するものとする。

(2) (1) の報告は、別記様式2により、毎年度の実績等を、翌年6月30日までにを行うものとする。

(3) (1) の報告は、認定を受けたプランの期間終了年度の翌年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は、7割以上になるまでとするが、支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

(4) 要綱別表2の第1欄(1)又は(2)の要件により要綱の第3条の6に基づき補助金の交付を受けた者は、最初の支援事業実施年度から5年間、別記様式3により雇用状況を市町村長へ報告するものとする。また、報告を受けた市町村長は受理した報告書の写しを速やかに所管の所長等に提出するものとする。

1.3 プラン変更の承認

(1) 認定されたプランの内容を変更（支援事業の追加を伴うものやプランの内容の重要な変更に限る。）しようとするときは、所長等に変更の認定を受けるものとする。

(2) 6及び7、8の規定は(1)の変更認定について準用する。

1.4 その他事業実施上の留意点

(1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

(2) 事業実施主体は、機械、施設等を整備する場合、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。

(3) 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27

年法律第229号)に基づく転用の許可、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(4) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年7月15日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年3月30日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年3月14日から施行する。